

那覇市制100周年記念事業プロポーザル実施要領
(記念映像)

2019年4月

那覇市

目 次

1	業務概要	1
2	参加資格要件および失格事項	1
3	参加表明	2
4	質問及び回答	3
5	企画提案書等の作成要領及び書類提出	4
6	審査方法	5
7	契約	7
8	その他留意事項	7
9	スケジュール	8
10	問い合わせ先	8
	参考例規等	9

1 業務概要

(1) 件名

那覇市制100周年記念映像制作業務委託

(2) 概要

本市は、2021年5月20日に市制が施行されて100周年目の大きな節目を迎える。100年の歴史を映像と写真で振り返り、今の那覇をみつめ、未来に続くこれからの那覇に思いを馳せることのできる映像を制作する。

(3) 業務内容

別紙「那覇市制100周年記念映像制作業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託契約期間（予定）

契約締結日から2021年3月31日までとする。（約2年間）

(5) 提案上限額

7,844,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※提案上限額の範囲で提案すること。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

(6) 入札の方法

公募型プロポーザル方式による。

2 参加資格要件及び失格事項

(1) 参加資格要件

提案事業者は、以下の全ての要件を満たすものとする。

ア 那覇市内に事業所（本店・支店または営業所）があること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 本市において入札参加資格停止措置を受けていないこと。

エ 市町村税および消費税を滞納していないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正手続き開始の申立てをしていない者であること。

カ 那覇市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）に定める暴力団又は暴力団員及びそれらと密接な関係を有する者でないこと。

(2) 協力連携事業者要件

本業務を提案するにあたり、業務遂行の円滑かつ安定性、安全性を確保するため、提案事業者の他に協力できる事業者と連携を行う場合、映像利用、撮影、編集等について業務を分担し、一体となって業務を遂行できる事業者組織を求める。協力連携事業者は、「2(1)参加資格要件」の各要件(アを除く)を満たす必要がある。協力連携事業者として記載のなかった事業者の参加は原則認めない。なお、協力連携業者は複数の提案事業者の協力連携事業者となっていないこととする。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当したときは、本手続きに関する資格を失う。

- ア 企画提案書等の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。
- イ 企画提案書等の内容が、本要領・仕様書等に定める要件に適合しないとき。
- ウ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- エ 記載又は押印すべき事項について、記載又は押印がないとき。
- オ 提案上限額を上回る提案見積書を提出したとき。
- カ 「2(1)参加資格要件」(P1)を満たしていないことが判明したとき。
- キ その他不正な行為があったとき。

3 参加表明

本件プロポーザルへの参加を希望する事業者「以下「企画提案者」という。」は、次のとおり、必要書類を提出すること。

また、次のイ、エ、カ、キ、クについては協力連携事業者も提出が必要である。

(1) 提出書類

- ア 参加意思表明書(第1号様式)
 - イ 会社概要書(第2号様式)
 - ウ 協力連携事業者予定調書(第3号様式)
 - エ 商業・法人登録にかかる履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のものに限る。写し可)
 - オ 印鑑証明書(原本)
 - カ 納税証明書(発行から3か月以内のもので、市町村税及び消費税の滞納がないことを示すものに限る。写し可)
 - キ 誓約書(第4号様式)
 - ク 最新の決算書(写し可)
- ※「那覇市物品購入等入札参加資格者名簿」に登録されている者は、イ、エ、オ、カ、キ、クの提出を省略することができる。

(2) 参加表明書類の提出

参加表明書類は、正本1部及び副本1部（写し可）を持参又は郵送により提出すること。なお、参加証明書類は「3（1）提出書類」を上からア～クの順に綴り込み、表紙及び背表紙に業務名称及び提出業者名を記入すること。

(3) 受付期間

2019年4月18日（木曜日）から2019年4月24日（水曜日）午後5時まで

【持参の場合】市の休日を除く平日午前9時～午後5時までとする。

【郵送の場合】受付期間内に必着とする。

(4) 提出先

「10 お問い合わせ先」（P8）に示す場所

4 質問及び回答

本業務に関する質問は、本プロポーザル実施要領、那覇市制100周年記念映像制作業務委託仕様書にかかる質問に限るものとし、審査にかかる質問については一切受け付けないものとする。

(1) 質問の方法

質問書受付期間中に「質問書（第5号様式）」に質問事項を記載の上で電子メールにより提出し、電子メール送信後は必ず電話による確認連絡を行うこと。

(2) 質問受付期間

2019年4月11日（木曜日）から2019年4月17日（水曜日）午後5時まで

(3) 質問先

「10 お問い合わせ先」（P8）に示すメールアドレス

(4) 回答方法

2019年4月22日（月曜日）までに質問および回答をホームページにて公表する。

(5) その他

ア 質問者の名称等については公表しない。

イ 審査に関する質問については回答しない。

ウ 提出期間内に到着しなかった質問については回答しない。

エ 質問内容が、質問者の提案内容に密接に係わるものについては、質問者のみに回答する場合がある。

オ 質問書に対する回答は、この実施要領、仕様書等の追加又は修正とみなす。

5 企画提案書等の作成要領及び書類提出

企画提案書は、企画提案者1者につき1点の提出とし、その構成等は下記のとおりとする。なお、提出期限以降の見積書の金額訂正、書類の差替、追加提出は一切認めない。

また、所定の書式に従っていないなど、提出書類に不備がある場合は、失格とする場合があるので留意すること。

(1) 企画提案書の構成

ア 体裁

- ・ A4版縦長用紙を用い横書き両面で作成し、図面等補足資料がA3用紙の場合、A4版に折り込むこととする。
- ・ 企画提案書は、表紙と目次を除き、両面印刷で50枚を上限とし、要点を明確に記述すること。

イ 表紙

表紙は、題名に「那覇市制100周年記念映像制作業務委託に関する企画提案書」と記述し、提出日、企画提案者名も記述すること。

ウ 目次

章、節、項について、目次を作成し、参照先ページ番号を記述すること。

エ 本編

この実施要領及び仕様書に基づき、以下の点に留意して作成すること。

- ・ 「別紙1 企画提案書記述項目」については、必ず記述すること。
- ・ 企画提案書は、専門知識が無い者でも理解できるよう、日本語でわかりやすい記述をすること。記号・略称等を使用する場合は、記号・略称との説明をわかりやすく記述すること。また、イメージ図を挿入するなど、より理解しやすくなる工夫をすること。なお、必要に応じて用語解説などを記述すること。
- ・ 仕様書の内容は、実現必須要件であるため、十分に留意し、記載漏れなく記述すること。

(2) 提出書類と提出部数

ア 提案書（第6号様式）：正本1部

- ・ 様式のとおりとする。

イ 企画提案書：正本1部、副本14部

- ・ 「5 企画提案書等の作成要領及び書類提出（1）」のとおりとする。

ウ 映像製作費内訳明細表：正本1部

- ・ 任意様式とする。税込価格を記載し、消費税及び地方消費税の内訳を記載すること。
- ・ 会社名及び代表者名を記載し、代表者印を押印すること。
- ・ 件名は「那覇市制100周年記念映像制作業務委託」とすること。
- ・ 映像制作費用に係る内訳を記載すること。

なお、最低限、次の項目についての記載をすること。

企画脚本費
撮影費
編集費
人件費
会議費
その他必要な一時的経費

エ CD-ROM又はDVD-ROM（電子媒体）：1枚
上記ア～ウ及び「3 参加表明（1）（P2）」イ～エについては、すべてPDF形式で格納すること。（レーベル面に企画提案者名を必ず記述すること）

（3）提出期間

2019年5月7日（火曜日）～5月14日（火曜日）午後5時まで
（※平日のみの受付。ただし、正午から午後1時を除く）

（4）提出方法及び提出先

「10 お問い合わせ先」（P8）に示す場所に直接提出

※参加表明を行っていない者からの提案は受け付けない。

※提案審査の順番は、提案書の受付順の逆順とする。

提案審査の具体的な日時及び場所等については、事務局より別途通知する。

6 審査方法

本業務に係る審査は、審査を厳正かつ公平に行うため、「那覇市制100周年記念映像・記念誌制作委員会」（以下「委員会」という。）において、提出書類及びプレゼンテーションを審査・採点し、優先交渉権者の決定などを行う。

（1）応募者が5者を超える場合の取扱い

応募事業者が5者を超えた場合は、「那覇市制100周年記念映像・記念誌制作事業業務委託提案審査評価要領」に基づき、書類審査（内容審査・価格審査）を行い、上位5者を審査の対象に選定する。審査結果通知は2019年5月22日（水曜日）までに行う。

（2）応募者が1者のみの場合の取扱い

応募事業者が1者であった場合も、「書類審査」及び「（3）提案審査」を行う。審査の結果、「（5）優先交渉権者の決定」に示す採点の合計点が満点の6割に満たない場合は、選外とする。

(3) 価格審査

提案見積額を価格に応じて点数化する。

(4) 提案審査（プレゼンテーション）

企画提案書等の内容についてのプレゼンテーションを行う。（書類審査が行われた場合、その審査を通過した者のみ）

ア 日時・場所等

2019年5月28日（火曜日）とし、時間・場所は改めて通知する。

イ 実施方法

- ・「別紙3 プレゼンテーションの留意点」を参照すること。
- ・時間：各社25分以内（準備時間は除く）
（プレゼンテーション15分、質疑応答10分を目安とする。）
- ・提出した企画提案書等をもとに行うこと。
- ・企画提案書等と異なる内容及び追加資料の配布は認めない。

ウ 実施環境

プロジェクター、スクリーンは本市が準備する。

上記以外に必要なものについては、企画提案者が準備すること。

エ 参加人数等

プレゼンテーションは、本業務をされるリーダー（企画の実質的な責任者）を含めた4人以内が参加し行うこと。

オ 審査の方法

プレゼンテーションについては委員会が、審査基準に基づいて採点を行い、合計点を算出する。

カ 公開の可否

プレゼンテーション審査は非公開とする。また、審査の経過、審査に関する問い合わせには一切応じない。

(5) 評価対象と配点

A：プレゼンテーション審査【配点：400点】

B：価格審査【配点：100点】

(6) 優先交渉権者の決定

上記（3）、（4）において算出した結果をもとに、優先交渉権者を決定する。

ただし、採点の合計が満点（500点満点）の6割に満たない場合は、選外とする。

(7) 審査結果の公表

審査結果は、2019年5月31日（金曜日）（予定）に企画提案者へ書面で通知し、優先交渉権者名を本市ホームページにおいて公開する。

ただし、優先交渉権者以外の者に関する情報は公開しないものとするが、審査結果における提案者各自の順位・総得点については、本市担当窓口にて問い合わせることができる。なお、他の提案者の順位・総得点等については、非公開とする。また、審査結果についての異議等は認めないものとする。

7 契約

(1) 優先交渉権者は、提出された企画提案書及び見積書の価格をもとに、業務委託契約締結のために仕様確認等の協議を本市と行った上で、改めて見積書を提出すること。見積書の金額は、原則として企画提案時の見積額内とする。なお、協議が整わない場合、又は契約締結までに優先交渉権者が失格事項に該当した場合は、次点交渉権者と協議に入り、契約交渉を行う。

(2) 企画提案書に記載された事項は、本市が提示する仕様書と合わせて、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と優先交渉権者との協議により項目の追加、変更又は削除、金額等の変更を行う。

(3) 企画提案書に記載された事項が履行できなかつたときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。

(4) 契約方法は随意契約とする。

なお、契約の際の契約保証金は那覇市契約規則第29条（※1 P9参照）に基づき、契約金額の100分の10以上に相当する額とする。

ただし、同契約規則第30条第1項第1号又は3号（※2 P9参照）に該当する場合は、契約保証金は免除するものとする。

(5) 委託料は、2019年度の間接検査後と2020年度の本業務の完了検査後、年度ごとの請求に基づき支払うものとする。

8 その他留意事項

(1) 企画提案のための費用等は、すべて企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、市が

事業者選定の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部を複製等することができるものとする。

- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他国内法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて企画提案者が負うものとする。
- (5) 応募者1者につき、参加申込及び提案は1つとする。
- (6) 企画提案書等提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (7) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。

9 スケジュール（予定）

公示（公募開始、実施要領・仕様書等の公開）	2019年4月2日（火曜日）
質問書受付期間	2019年4月11日（木曜日）から 2019年4月17日（水曜日）17時
質問書に対する本市回答期限	2019年4月22日（月曜日）
参加意思表明書等提出期限	2019年4月24日（水曜日）17時
企画提案書等提出期限	2019年5月14日（火曜日）17時
提案審査案内通知	2019年5月22日（水曜日）
提案審査（プレゼンテーション）実施	2019年5月28日（火曜日）
審査結果通知	2019年5月31日（金曜日）
優先交渉権者との委託契約締結	2019年6月
納品	2021年3月中

10 問い合わせ先

住所：〒900-8585

那覇市泉崎1丁目1番1号

担当：那覇市総務部秘書広報課 広報グループ 担当（古堅）

電話：098-862-9942

FAX：098-869-8190

電子メールアドレス：S-S-HISYO001@city.naha.lg.jp

※@の前の「HISYO」は英字、「001」は数字。

※那覇市役所地下駐車場は有料となっておりますので予めご了承ください。

参考例規 那覇市契約規則

※1 (契約保証金)

第29条 政令第167条の16第1項の規定により規則で定める契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上に相当する額とする。

※2(契約保証金の免除)

第30条 市長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約者が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (3) 第3条第2項(第19条で準用する場合を含む。第32条第2項第2号において同じ。)の規定により定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に本市その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。